

大阪市障がい者施策推進協議会部会
第2回大阪市地域自立支援協議会 議事要旨

日時：平成 28 年 2 月 19 日（金）

午前 10 時 00 分から 午前 12 時 00 分

場所：大阪市役所 第 6 委員会室

<事務局より一連の資料を説明>

【議題 1. 各区地域自立支援協議会の開催状況について（報告）】

- ・地域で生活する当事者の声を吸い上げるために、各区に当事者部会を設置するように促していただきたい。
⇒当事者の方に参画いただくのは大切な視点であると考えている。進め方等について、今後ご意見をいただきながら取り組んでいきたい。

【議題 2. 障がい者基幹相談支援センターの業務状況について（報告）】

- ・各区の自立支援協議会に出向い情報共有等をしていることは良い取り組みであり、今後も進めていただきたいが、区が限定的になっている理由を知りたい。
⇒年度当初に各区センターへ説明し、要望があれば基本的には出席させてもらうかたちとしている。今後も積極的に各区の活動を支援していきたい。

【議題 3. 各区障がい者相談支援センターの運営評価について（報告）】

- ・地域活動支援センターの業務状況についても報告をしていただきたい。
⇒障がい者の方に対する総合的、中核的な機関ということで、各区障がい者相談支援センターの運営評価の報告を行ってきたが、精神障がい者の方の支援に大きな役割を果たしている地域活動支援センター（生活支援型）についての報告も今後検討していきたい。
- ・自己評価の項目の中に「中期的・長期的な計画が定められている」という項目があるが、中期的・長期的とはどのように考えたら良いのか。
⇒3年間の契約であり、実態と表現がそぐわない部分はあるかもしれないが、事業を運営するにあたって、社会資源の開発等、中長期的な視点に立って取り組んでいただきたいと考えている。表現については今後検討する。

【議題 4. 指定相談支援事業の実施状況について（報告）】

- ・サービス等利用計画案を新規の際にセルフプランで決定した人について、更新時に計画相談支援をつけても更新扱いとなる。そうすると、相談支援事業所がモニタリング頻度の変更申請をしなければ、モニタリングはほとんどの人が半年後となってしまふ。立ち上げたばかりの事業所は、そのようなことを知らず、報酬につながらない状況がある。市として周知等対応を考えてもらいたい。
⇒事業所の立ち上げ説明会等で説明するとともに、国へも改善を求めていきたい。
- ・サービス利用計画に、個別の避難支援計画を組み込んでもらいたい。
⇒重要な課題として認識している。危機管理室と連携して検討をしていきたい。

【議題5. 触法障がい者の地域移行支援について（報告）】

- ・支援の仕組みや流れについては一定整理されたが、情報提供が具体的にどうされるか未整理な部分もあるので、フェイスシートの作成を急いでほしい。その上で、基幹相談支援センターが犯罪と障がいの因果関係等を分析して事業所へつないでほしい。
⇒フェイスシートの作成は、必要に応じて相談支援事業者のご意見も聞きながら、早急に進めてまいりたい。
- ・触法障がいの方は支援区分が低い人もおられる。地域移行後に本人がストレスをためないためにも、十分な見守り等が必要になってくるので、介護の非定型支給決定を柔軟に行っていただきたい。
⇒大阪市としての裁量部分については最大限検討は可能であるが、制度として難しい部分については、国への要望として整理していきたい。
- ・こころの健康センターが流れ図に含まれていないが、どういう意味があるのか。
⇒基幹障がい者相談支援センターと並べて記載すると、窓口がきちんと整理されない可能性があるため記載していないが、精神障がい者の方の地域移行については、協力、連携しながら行っていきたいと考えている。
- ・入所施設が市外に限定されている理由を教えてください。
⇒交通費の面や、居住地が決まっていない場合が想定されること等を踏まえて、従前から、市外の入所施設からの地域移行については基幹相談支援センターが担うことと整理しており、触法障がい者の地域移行についても、その枠組みの中に盛り込むことで考えている。
⇒触法障がい者の地域移行は、新しく取り組んでいくことなので、市内のケースについても基幹相談支援センターとして状況把握をきちんとしてほしい。

【議題6. 障がい者相談支援にかかる今後の検討課題について（案）】

- ・地域移行について、個別給付だけでなく、各区障がい者相談支援センター、地域活動支援センターの支援策を含めて検討してほしい。
- ・長期入所児、医療的ケアが必要な子どもたちの地域移行について、退院前カンファレンスの際から相談支援事業所にも報酬がつくようにしていただきたい。
⇒地域移行の推進に対応した法体系の整備を国に構築するように要望していきたい。
- ・地域生活支援拠点について、大阪市としてどう進めていくのか。
⇒平成28年度に検討していくべき課題であると認識しており、検討状況等については自立支援協議会でも報告できればと考えている。

【議題7. 障害者差別解消法の施行に向けた本市における取組みについて】

- ・教育委員会、市営交通、市民病院は障がい者との接点が多いので、独自の対応要領を作成してほしい。
⇒部署ごとに必要に応じた対応を意識してもらおうべきと考えている。関係部局にご意見をお伝えする等して連携していきたい。
- ・相談先が分からない場合、障がい福祉課や市の広聴担当等で受けられることが分かるように周知してほしい。
⇒広聴担当については、大阪市にかかるさまざまな相談窓口ということで提示している。市民がどこに相談したら良いか分からないということがないように意識しながら職員対応要領の策定及び周知を考えていきたい。
- ・自治体が業務を委託している委託事業者にも、研修を実施し、契約事項に市の対応要領を順守することを盛り込んでほしい。
⇒大阪市全体の状況を踏まえて、契約担当の部署と調整をしていきたい。

- ・「本市における障がい者差別解消のための推進体制イメージ図（案）」における市の立場及び役割が不明確である。
⇒現段階では案であるため、大阪市の役割等について、ご指摘を踏まえて、ご相談させてもらいながら修正を検討していきたい。
- ・障がい者差別解消支援地域協議部会について、四半期に1回は開催し、事例検討会での検討事案や対応に苦慮する事案についての対応策や合理的配慮の内容を検討し、協議できるようにしてほしい。
⇒事例の検討も含めて、四半期に一度開催できるように考えていきたい。
- ・市で対応しても解決できない事案は、府の広域相談員にどのようにつながるのか
⇒府から具体的な窓口を示されていないためはっきりした方法は分からないが、市の障がい福祉課も進捗状況を把握して、必要な会議等も出向いていきたい。

【議題8．西成区・港区からの意見に関する回答について（報告）】

- ・地域支援システムは全区にきちんと周知されているのか。
⇒各区自立支援協議会担当者連絡会で地域福祉課から全区へ説明しており、結果的に2区から提出あったかたちになっている。
- ・本来は、これらの課題について協議会で機論されるべきではないか。
⇒意見が多数であるため報告のかたちになっている。回答方法については、ご意見いただければ調整、検討を行っていきたい。

【議題9．「大阪市こころを結ぶ手話言語条例」について（報告）】

資料説明のみ